

	条項	寄せられたご意見	県議団としての考え方	
1	条例全体	全体的に、努めなければならない、と記載しているように、頼りないイメージがあります。	努力義務規定とはなりますが、条例の趣旨に沿って県が具体的取り組みを実施するよう、議会としてもチェックし実効性を高めたいと考えています。	
2	条例全体	まず、県民はこの新型コロナに順応するのでなく私たち県民はこのことに危機感を抱き他人事、他県事と思わず目の前の問題と捉えて考えなければいけないと思います。又、県行政は県民の生命と暮らしを守るために今何が一番求められているのか、最善策は何かを県民目線で、しっかり考えて取り組んで頂きたいと思います。	ご意見の通り、県民が主体的に、感染症対策に取り組めることが肝要と考えます。第3条、および第4条で、感染症に対し、県民等が「正しい知識」を得ることができるよう、県として支援することを規定しております。	
3	条例全体	県民でなく県へ果たすべき責務を定める事を示さなければ、感染症を梃子にして県民をしぼる方向へのみ権限を強めてしまいます。 医療体制の確保や、協力に対する補助金等も充実させるべきです。	ご意見の通り、第9条で、罰則に該当するおそれがある場合においても、ただちに罰則を適用するのではなく適切な助言、指導を中心に行うことを県の基本姿勢とする旨を規定しました。 第5条で医療体制の確保、第6条で事業者への財政的支援について規定しました。	
4	条例全体	条例の名称中に「拡大」は必要でしょうか。	「感染拡大」の未然抑止を目標にした県による積極的な取り組みを通じ、新型コロナウイルス感染症を抑え込むという趣旨を明確にするため、特に「拡大」という文言を使用しています。	
5	条例全体	文中に「新型コロナウイルス感染症」の文字が23ヵ所あります。例えば「以下、『コロナ感染症という。』とし読みやすく。	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における定義に合わせ、「新型コロナウイルス感染症」という文言を使用しています。	
6	条例全体	この県民条例の制定を、早急に望んでいる。	ありがとうございます。成立に全力を尽くします。	
7		他会派の案よりもすっきりと整理した法案になっています。内容的にはおおむね良。前文を削除したのは賢明。		
8		全体として積極的であり賛成。		
9		条例に全面賛同します。早期成立に努力してください。		
10		高知県新型コロナから県民を守る条例に賛成します。		
11		新型コロナウイルスの災禍は1年半が過ぎて、過去最悪の状態が続き、敗戦後憲法がめざした国の理想は絵空事になってしまいました。コロナ禍の実態はいろいろな問題を私達につきつけ、毎日の生活を不安に落とし入れています。コロナ時代というこれからの長い年月に危機から希望を見出す英知が求められています。日本共産党県議団の「高知県新型コロナウイルス感染症の感染拡大から県民を守るための条例（案）」の提案に賛同し期待をします。		
12		素晴らしい条例だと思います（その通りと）。ぜひ決議してほしいと思います。		
13		新型コロナウイルス感染症の拡大のことで、胸を痛めておりますが、ご提案の県民条例が成立するのを強く願っております。がんばって下さい。		
14	第2条	（第2条6）積極的疫学調査は条例案9条に登場するが、同条は法81条が法15条1項の疫学調査への協力を拒否した場合に関する規定であるから、条例案にいう積極的疫学調査が法15条の場合を指すものであることを明確にするために、本定義条項にて15条を明示するのがよい。		ご意見のとおり、第2条（6）の規定に、「法15条1項に基づき」との文言を入れ、修正します。

条項	寄せられたご意見	県議団としての考え方
15 第4条	公共の場でのマスク着用の規定が必要。	第3条および第4条において、県民が「正しい知識」を持ち対策を実施できるよう、県民主体の対策について規定しました。これらの条項に基づき、マスク着用をはじめとした公衆衛生の一層の啓発を強めていくことが必要と考えます。
16 第4条	①県民等の「等」は長くなっても明記すべきではないか、②「正しい知識を持ち」とあるが、そのためには県や市町村の啓発が前提ではないか。	第2条の（定義）において、「県民等」の用語について規定し、あわせて、第3条で、県民が感染症に関する知識を得るために県が支援に努めることを規定しました。
17 第4条	第3条で、県が「事業者及び県民等」へ感染防止を支援することを規定しているので、対となる第4条（県民等の協力）でも、事業者を含めることが自然ではないか。そうすることで、感染防止に対し、より広範な協力が得られ、効果的な対策が取れるのではないか。	ご意見の通り、効果的な感染防止には、事業者も含めた広範な県民の皆様が対策に取り組めるよう、県として支援することが重要です。第4条を（事業者及び県民等の協力）へ修正し、事業者も含め効果的な感染防止に取り組んでいただける支援の必要性を、本条例案としてより明確に規定したいと考えます。
18 第5条	すでに臨床されてる副作用の少ない国産イベルメクチンを早く実施して貰いたい。	治療薬の使用については、最新の知見に基づき副作用などの安全面を確実に担保しながら速やかに進められることが肝要と考えます。第5条における医療体制の充実の中で、担保したいと考えています。
19 第5条	予防接種の円滑な実施とは、県民1人最低2回の接種を指すのか。	現在日本で使用しているものは2回接種を要するワクチンとなっていますので、2回の接種を円滑に進める必要があるものと考えます。
20 第5条	医療機関の充実が望まれます。単なる隔離場所に入れられるとかではなく、感染者が安心して治療を受けられる体制が整えられなければいけません。	第5条において「宿泊療養施設等の環境の整備」を規定し、適切な治療や支援が受けられるよう、実施をしていきたいと考えています。
21 第5条	第5条の3「及び」の使い方が特異では？	医療体制の確保と維持、両方について支援するという主旨で、「及び」という文言を使用しております。
22 第5条	保健医療体制の充実・強化（第5条）に関しては、医師・看護師等の確保策の充実・強化、医療機関への補償措置、ワクチン接種の十分な説明・同意をふまえた迅速化と対象範囲の拡大（障害者等）、十分な病床確保措置の明文化などが検討されてもよい。	ご意見の趣旨も踏まえ、第5条の規定に基づいて、医療従事者の確保、医療機関への補償、ワクチン接種の迅速化などに取り組んでいきたいと考えています。
23 第5条	今後の感染症への備えのための、医療現場の実態の把握と検証を行うことを、ぜひ条例に加えてほしい。「保健医療体制の充実及び強化」の方向性も根拠もはっきりする。	ご意見の趣旨をふまえ、医療現場の実態把握と検証も含めて、第5条で規定する「保健医療体制の充実及び強化」をすすめていきたいと考えています。
24 第5条	ワクチンが県民に早くいきわたること。超高齢化社会の高知県では、他県に比べて遅すぎるように思います。	第5条で、予防接種の円滑な実施への支援について規定しました。
25	ワクチン問題はどうかですか？	
26	まずワクチンをなるべく早く打ってほしい。	
27 第5条	とにかくPCR検査を県民一人でも多く施し、ワクチン注射は一日でも早くして、今の広がりやを止めてほしい。それとともに、一日も早く収束するため、一人一人が自覚して、節度ある行動をしないと、なかなか収束できないので、そのことの徹底も計ってほしいです。	第5条でワクチンの円滑な接種を、第7条で検査の推進を規定しております。加えて、第3条及び第4条で県民等が正しい知識を持ち対策に取り組めるよう、県としても支援することを規定しております。
28 第6条	県議団の提案に全面賛成、補償とセットで蔓延防止策実施に賛成。	ありがとうございます。成立に全力を尽くします。

条項	寄せられたご意見	県議団としての考え方
29 第6条	感染をおそれて、通所施設の利用を控えた時の補填、収入が減っている授産施設への補填などは別に考えるのか、第6条の4でできるのか。	県からの要請で、通所施設の利用が制限された場合に、第6条の規定に基づき、補償が可能となるものと考えます。加えて、ご意見の趣旨もふまえて、障がい者通所施設や授産施設などへの支援策も、県に提言してまいります。
30 第6条	時短営業措置に対して補助をしなければならないと明記してくださっているのはとても安心できます。	ご意見のとおり、第6条の規定により、県が根拠を持って、事業者の補償へ取り組めるものと考えます。
31 第6条	財政的支援を伴う時短要請措置（第6条）も、実効性のある所得補償を伴う提言として明文化されたことは評価される。	
32 第6条	国県市等のさらなる公的支援の充実を期待します。	第6条で、事業者への補償を規定しました。また、さらなる政策提言等もあわせて行ってまいります。
33 第6条	第6条4の「必要な財政的対策」なら「努める」ではなく「行わなければ…」ということかな？	努力義務規定とはなりますが、本条例案の趣旨に沿って県が具体的取り組みを実施するよう、議会としてもチェックし実効性を高めたいと考えています。
34 第7条	感染拡大防止の為に、無症状などのコロナ感染者の早期発見として、PCR検査より時間が掛からず、約15分で検出できると言われる抗原検査を、県民が無料で気軽に検査が出来る仕組みを様々な場所などに設置する必要がある。	PCR検査、抗原検査など、検査の種類によって適した検査時期や条件があるものと考えます。ご意見のとおり、誰もが必要な検査を受けられるように、適宜、最適な検査方法を検討・実施していく必要があります。第7条における社会的検査の中で、担保し対応したいと考えます。
35 第7条	社会的検査の定義はどう考えるのか。①対象、②規模（2週間に1度）などは、細目なりを作って決めるのか。	社会的検査の定義については、第2条（5）で規定をしております。具体的な検査方法については、最新の知見に基づいて、検討・実施される必要があるものと考えます。
36 第7条	熱を出して感染したのではないかと思う患者に対しPCR検査などを積極的に行うこと。本人が希望しても、医療機関が望まないケースをたくさん聞いています。	第7条に、無症状者の社会的検査について規定しましたが、発熱などがある場合の円滑な検査に関しても充実させていく必要があると考えます。その点は第5条の保健医療体制の充実強化の中で、担保していきたいと考えています。
37 第7条	私は高齢者施設（老人保健施設）に勤めています。ウイルスを絶対に持ち込まないと、職員は皆、できる限りの感染対策は行っていますが、本当に自分が感染していないかどうかはわからないので、不安な気持ちで働いています。 定期的に検査を受けさせてほしいです。	ありがとうございます。まさに、そのような状態を改善するために社会的検査が必要であると考えています。成立に全力を尽くします。
38 第7条	社会的検査の対象として、観光業、旅行業まで広げられないか。実現には壁は大きいですが、宿泊施設でのチェックイン時の検査、空港や駅での検査ができれば、安心して観光ができるし、感染拡大をかなり小さくはできると考えられる。	第7条の社会的検査は医療機関、高齢者施設等をまず念頭に置いておりますが、対象範囲の拡大も同条の規定に基づき、担保していきたいと考えます。
39 第7条	社会的検査の推進（第7条）を独自に明確に打ち出したことの意義は大きい。	ありがとうございます。成立に全力を尽くします。
40 第7条	「社会的検査の推進第7条」に関しては、今日の高知市感染状況では10代の感染者の学校では濃厚接触者はいないという事でした。マスクをしていた場合は含まれないというのでしょうか。しかしマスクの感染防止は完璧ではないでしょう。大規模・定期的な検査は必要で、何時でも、何度でもPCR検査ができる様にして欲しいと思います。	ご意見のとおり、県内でも、濃厚接触者ではないと判断された方が、後に陽性となりクラスターに発展する事例が起きております。第7条にもとづく、社会的検査の推進をはかりたいと考えております。

条項	寄せられたご意見	県議団としての考え方
41 第8条	一つには、マスコミの在り方。ただ、魔女狩りのような報道を避けること。それに対し、感染者を守る対策をする行政の在り方。	第8条で差別的取り扱いの禁止を規定しました。この中で県としても必要な措置を講じることを盛り込んでいます。
42 第8条	差別禁止規定・措置（第8条）が明記されていることも、患者であるはずの当事者が家族とも会い難くなる孤立した状況のなかで、あたかも加害者であるかのように見られる風潮もあるなかで、人権擁護の観点からも重要な提言。	ありがとうございます。成立に全力を尽くします。
43 第8条	「コロナウイルス感染者を受け入れている医療従事者であること」等を理由として～、と入れてはどうか。	第8条において、医療従事者も含め、何人も差別的取り扱いを受けることがないように規定をしています。ご意見の趣旨もふまえて、取り組みを進めていく必要があるものと考えます。
44 第8条	差別的取り扱い等及び人権侵害があった場合の罰則がないのは、問題だ（地方自治法第14条第3項）。罰則を設けるべきと考える。	差別的取扱い等を防止するために、違反に対し刑罰をもって対応するのは一つの方法ではありますが、他方で表現の自由その他の人権との調整が必要であることを考えますと、罰則規定の導入は慎重に行う必要があると考えます。まずは教育啓発を行政が責任をもって行い、個別の違反事例に対しては刑罰を伴わない指導等の措置をもってしっかりと対応することを通じて差別的取り扱い等の防止を図るべきと考えます。
45 第9条	山梨県では“太陽政策”で“限られた予算の有効活用”を図り、感染拡大を防いでいるそうです（BS6報道）。高知もその方策を取り入れ、差別や罰則（国の定めた）に発展しない環境を作ってください。	山梨県の先進的な取り組みは、参考になるものと考えております。ご意見の通り、第8条、第9条にて、差別の禁止、罰則に該当するおそれがある場合の助言、指導の徹底を盛り込み、あわせて環境整備の必要性を明記しました。
46 第9条	入院についての県民等の「等」は何を指すのか。県外者、県民以外の者ということなら具体的に書く方が分かりやすい。	「県民等」の用語については、第2条で規定し、県外者も含むものと定義しました。
47 第9条	（第9条）罰則規定の謙抑的適用を求めるのであれば、80条、81条以外にも必要ではないか。 とりわけ77条4号と77条7号は、条例案9条の趣旨からすると含めるべきではないか。	ご意見の通り、第9条「県は、法第77条4号若しくは第7号、第80条又は第81条の規定に該当するおそれがある場合においても、なお適切に助言、指導等を中心に行うことを通じて是正を促していくことを基本とし、県民等の就業制限、入院、積極的疫学調査等への協力を促進する環境の整備に努めるものとする。」と修正します。
48 その他ご意見	条例ではないが、この機会に高知にI・Uターンをしようとする医療従事者の背中を押す施策を展開してはどうかと考える。都会での「お礼奉公」が終わって、どうしようかと悩んでいる人はたくさんいると思う。	医療従事者の確保については、ご意見の趣旨をふまえて、県へ政策提言してまいります。
49 その他ご意見	本感染症は、当初から、一人一人の生命より、経済や政治的思惑が優先され、今のような悲惨な結果になっています。ニュージーランドや台湾に学び、“一人の生命”の原点に立ち返って、今後の対策をすすめて下さい。	ニュージーランドや台湾などの対策の成功は、政府に対する国民の信頼感も大きな要因となったと考えます。国民・県民に信頼される科学的な感染症対策を実施するよう、政策提言してまいります。
50 その他ご意見	PCR検査の拡充を強力に推進するように国に働き掛けること。	ご意見の趣旨をふまえて、政策提言してまいります。

	条項	寄せられたご意見	県議団としての考え方
51	その他ご意見	<p>オリンピックは止めてください。</p> <p>生活困窮者、医療への不安、そのおそれある人に対して、必要な助言と支援。</p> <p>生活の安定があつてこそ、コロナ感染防止に協力できるものです。</p> <p>いつどのような状態になるのか国民は不安にかられています。</p> <p>自助互助の時はとうに過ぎています。行政の下手際に怒りを感じます。</p>	<p>現状（21年6月時点）において、7月からオリンピックを開催できる客観的条件はないと考えています。</p> <p>また、ご意見の通り、自助・互助の「自己責任」ではなく、行政が、公的な役割を果たすことこそが必要と考え本条例案を提案しました。成立に全力を尽くします。</p>